

博士後期課程学生の「研究経過報告書」 及び「事前審査論文」の提出について

このことについて、下記のとおり提出してください。

なお、「事前審査論文」の提出がなければ、学位論文を提出することはできませんので、留意してください。

記

1. 提出対象者

(1) 研究経過報告書：博士後期課程1年次学生（令和4年10月入学者）

※研究経過報告書（所定の様式）を学事担当からメールで送付予定。

※指導教員の署名・押印を得て提出すること。

(2) 事前審査論文：①博士後期課程2・3年次学生（10月入学者）

②令和4年9月に事前審査論文を提出した博士後期課程2・3年次学生

③令和4年9月に事前審査論文を提出できず、指導教員による「理由書」を提出した博士後期課程2・3年次学生

※事前審査論文（様式は任意）は2部提出のこと。

※事前審査論文2部の表紙に、指導教員の署名を得て提出すること。

※令和5年3月に「事前審査論文」を提出済みの学生は、今回提出不要。

注1：今回事前審査論文の提出ができない者は、指導教員による「理由書」の提出が必要となるため、提出できない旨を学事担当に申し出ること。

注2：過去に事前審査論文を提出して審査に合格した者であっても、その後1年以内に学位論文を提出していない者については、同様に下記期限までに「追加の事前審査論文」を提出する必要があるので、留意すること。

2. 提出期限：**令和5年9月8日（金）17時00分【期限厳守】**

3. 提出先：法学研究科学事担当

<博士後期課程学生の研究指導に関する申し合わせ 一抜粋>

- 1 博士後期課程学生の指導教員は、その指導する学生に対して、1年次終了時までに、所属する大講座が認める研究会において中間報告（博士論文の構想発表や修士論文の公開準備報告などを含む。）をさせたうえ、研究経過報告書（当該年度の研究・発表状況、学会・研究会報告などをまとめたもの。）を、研究科長に提出させるものとする。
- 2 指導教員は、学生に博士後期課程の2年次終了時までに、博士論文の事前審査論文（博士論文全体の序章と具体的な中身を構成する1章のドラフトなど）を、研究科長に提出させるものとする。
- 3 指導教員は、学生に留学、病気、その他やむを得ない事由があるために、博士後期課程2年次終了時までに事前審査論文を提出できないと思料するときは、提出期限の延長を認めることができる。その場合は、指導教員は、やむを得ない事由が消滅した後、すみやかに学生に事前審査論文を提出させるものとする。
- 4 指導教員は、博士後期課程の2年次修了時までに学生が事前審査論文を提出しない場合には、当該年度末にその旨と理由を記載した書面を研究科長に提出する。